

建築物の敷地面積の最低限度について（国分寺市まちづくり条例より抜粋）

第 78 条（開発区域内の敷地面積の最低限度）

法第 33 条第 4 項の規定による建築物の敷地面積の最低限度は，開発区域の面積の規模に応じ，次の各号の表の右欄に定める面積とする。この場合において，全区画の平均面積が次の各号の表の右欄に定める面積以上となる場合は，次の各号の表の右欄に定める面積の 10 分の 9 まで減じることができる。ただし，区画の面積が 200 平方メートルを超える場合は，当該区画については，平均面積の算出対象から除くこととする。

(1) 開発区域の面積が 5,000 平方メートル未満の場合

区域	敷地面積の最低
第 1 種低層住居専用地域	125 平方メートル
第 1 種中高層住居専用地域，第 2 種中高層住居専用地域， 第 1 種住居地域，第 2 種住居地域及び準工業地域	125 平方メートル (120 平方メートル)
近隣商業地域	115 平方メートル (110 平方メートル)

備考 括弧内の数値は，開発区域の面積が 1,000 平方メートル未満の場合について適用する。

(2) 開発区域の面積が 5,000 平方メートル以上の場合

区域	敷地面積の最低
第 1 種低層住居専用地域， 第 1 種中高層住居専用地域，第 2 種中高層住居専用地域， 第 1 種住居地域，第 2 種住居地域及び準工業地域	135 平方メートル
近隣商業地域	125 平方メートル

2 開発区域が前項の区域の 2 以上にわたる場合については，当該開発区域に占める面積が最も大きい区域の敷地面積の最低限度を適用する。

3 前 2 項の規定にかかわらず，地区計画等の地区整備計画が定められている場合又は法令に基づき計画的な土地利用が行われると市長が認める場合の建築物の敷地面積の最低限度については，これらの計画に定める基準によることができる。